東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場宿泊施設使用規則

令和６年２月１５日制定
令和７年３月１９日改正

（目的）

第１条　東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場（以下「牧場」という。）の学生宿舎及び教員宿舎（以下「宿泊施設」という。）は、牧場における教育、研究または実験・実習等のために利用する者の宿泊（一時的利用を含む。以下「宿泊等」という。）に供することを目的とし、宿泊施設の使用に関する必要な事項を定める。

（使用者の範囲）

第２条　宿泊施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場利用規則により許可された者

(2)　前号のほか、附属牧場長（以下「牧場長」という。）が特に必要と認めた者

（使用の手続）

第３条　宿泊施設を使用しようとする者は、原則として利用開始日の１０日前までに、「牧場施設（利用・宿泊）申込書」（以下「申込書」という。）を牧場事務室に提出し、牧場長の許可を受けなければならない。

（使用料等）

第４条　宿泊施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、別に定める施設使用料及び宿泊等に要する実費負担額を使用前に納入しなければならない。ただし、本学学生に限り施設使用料は徴収しないものとする。

２　宿泊を伴わない一時的利用については、牧場長が個別に決定する。

３　既に納付された使用料及び実費負担額は原則返還しないものとする。

４　天災事変その他非常事態、教育・研究または社会連携及び牧場運営の見地から使用料の減免が必要な場合は、牧場長の判断で使用料の免除あるいは減額ができるものとする。

５　その他、牧場長が別に定める宿泊等に要する実費負担額を使用前に納入しなければならない。

（使用者の義務）

第５条　使用者は、次の各号の事項に留意しなければならない。

(1)　火災、盗難その他の事故防止に努めること。

(2)　建物、設備及び備品を丁寧に取り扱うこと。

(3)　他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。

(4)　前各号のほか、別に定める牧場宿泊施設使用者の心得及び牧場長の指示に従うこと。

（原状回復等）

第６条　使用者は、その責に帰する理由により建物、設備及び備品をき損し、または滅失したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（転貸等の禁止）

第７条　使用者は、宿泊施設を使用目的以外に使用し、または他の者に使用させてはならない。

（使用の取消し等）

第８条　牧場長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を中止させることができる。

(1)　本学又は牧場において緊急に宿泊施設を使用する必要が生じたとき。

(2)　申込書に虚偽の記載があったとき。

(3)　使用者がこの規則または利用許可の条件に違反する行為をしたとき。

(4)　その他牧場長が必要と認めたとき。

（適用除外）

第９条　この規則の成立をもって、過去に成立した牧場宿泊施設使用規則または関連事項等についてはすべて無効とする。

（事務）

第１０条　宿泊施設の使用に関する事務は、牧場事務室において処理する。

（雑則）

第１１条 この規則に定めるもののほか、宿泊施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。